

保護者様

福島東稜高等学校
校長 小原 敏
〔 公 印 省 略 〕

新型コロナウイルス感染症に対応したガイドライン⑩

1 方針

令和3年4月28日に文部科学省から「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～（2021.4.28 Ver.6）」通知を踏まえ、これまでのガイドラインを加除訂正いたしました。

生徒の教育を受ける権利を保障するため、本校としても感染症対策を徹底し、持続的な学校運営に努めます。ご家庭における感染症予防対策および生徒の健康観察の記録についてもご協力願います。

今後、県内や県北地域の状況が急変した場合には福島県の衛生主管部局（保健所等）と十分相談の上、臨時休業（休校）措置を講じることもあります。

2 内容

(1) 学校現場における「3つの条件（換気の悪い密閉空間、多くの人が密集、近距離での会話や発声）が同時に重なる場」を極力さける工夫を講じます。

- ①換気の悪い密閉空間にしないための換気を徹底します。
- ②多くの人が手の届く距離に集まらないための配慮をできる限り講じます。
- ③近距離での会話や大声での発声をできるだけ抑えるように指導します。

(2) 感染源を絶つ

- ①家庭での毎朝の検温および風邪症状について記録し、健康状態を把握にご協力願います。
発熱等の風邪の症状がある場合には、自宅で休養してください。
- ②この地域の感染レベルが「レベル2」以上となった場合で、同居の家族に風邪症状が見られる場合は無理をせずに自宅で休養してください。
- ③家庭での検温ができなかった生徒及び教職員は保健室等にて検温及び風邪症状の確認をします。発熱等の風邪症状がみられる場合には、保護者へ連絡しますので、医療機関を受診し、その症状がなくなるまで、自宅で休養してください。

(3) 感染経路を絶つ

- ①手洗い（30秒程度）やうがいを徹底してください。こまめな手洗い（水と石鹸で丁寧に）を推奨し、手を拭くタオルやハンカチは個人で用意してください。
- ②登校後や帰宅後はまず、手を洗うよう指導しますので、ご家庭でもご協力をお願いします。
下記に示す手洗いの6つのタイミングを徹底するよう指導します。
 - ア. 外から室内に入るとき
 - イ. 咳やくしゃみ、鼻をかんだとき
 - ウ. 昼食の前
 - エ. 清掃活動の後
 - オ. トイレの後
 - カ. 共有のものを触ったとき

③外出時に会話をするとき、人との間隔が十分とれない場合は、症状がなくてもマスクを着用するようにしてください。登下校時についても、生徒同士が十分な距離が保てない場合は、マスク着用をお願いします。

ただし、気候の状況等により、熱中症などの健康被害が発生する可能性が高いと判断した場合は、換気や生徒等の間に十分な距離を保つなどの配慮をしたうえで、マスクを外しても構いません。

④人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）空けることを原則としていますが、教室内等、座席の間隔に一律にこだわるのではなく、頻繁な換気などを組み合わせることなどにより、其々の状況により柔軟に対応することとしています。

⑤授業中も2方向のそれぞれ1つ以上の窓を開けておくことが望ましいですが、少なくとも休み時間毎に2方向のそれぞれ1つ以上の窓を広く開けて換気を行います。

⑥エアコンは室内の空気を循環しているのみで、室内の空気と外気の入れ替えを行っていないことからエアコン使用時においても換気を行います。

⑦教室において、生徒間に十分な座席の距離が取りにくくなっているため、授業中や休憩時間等もマスク着用をお願いします。

⑧体育科の授業について

ア．屋外での活動…生徒間に十分な距離をとっている場合は、マスクの着用は不要であると考えられています。

イ．屋内での活動…適切な換気を行い、かつ、生徒間に十分な距離をとっている場合、マスク着用は不要であると考えられています。

ウ．生徒が密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い運動について、年間指導計画の中で指導の順序を変更して実施しています。

エ．可能な限り授業を屋外で実施し、生徒が集合・整列する場面を避ける工夫をしています。

オ．共用の用具などを適切に消毒しています。

カ．学校再開後は運動不足となっている生徒もいると考えられるため、当面、体育の授業開始時には準備運動を十分に行うよう留意します。

⑨音楽科の授業について

ア．歌唱指導や身体の接触を伴う活動について、年間指導計画の中で指導の順序を変更しています。

イ．歌う際には、生徒間に十分な距離をとって、人がいる方向に口が向かないようにしています。

⑩家庭科の授業について

調理実習等について、年間指導計画の中で指導の順序を変更することや、衛生管理をより一層徹底します。

⑪清掃・消毒について

ア．生徒が利用する場所のうち、特に多くの生徒が手を触れる場所（ドアノブ、手すり、スイッチ等）は、1日1回以上消毒液を使用して清掃しています。

イ．清掃活動はマスクを着用して行い、清掃後は必ず石鹸を用いて手洗いをを行うよう指導します。

ウ．清掃器具・用具などの共用する物については、使用の都度消毒を行うのではなく、使用前後に手洗いをを行うよう指導します。

エ．感染者が発生した場合の消毒は、保健所および学校薬剤師等と連携して消毒作業を実施します。

⑫スクールバス（部活動後援会バス）運行について

ア．定期的に窓を開け、換気を行います。

イ．乗車前に検温確認を行い、発熱等の風邪症状がみられる場合には、乗車を見合わせるようにしています。

ウ．過密乗車にならないようできる限り配慮します。

エ．乗車の際には、手洗いや咳エチケット等を徹底するよう指導します。

オ．ドアノブ等の消毒を徹底します。

⑬アルバイト活動も感染リスクを負っており、重大な感染源の一つと考えられています。この状況におけるアルバイト活動は自身の健康のみならず、大切な家族や友人の健康にも深刻な影響を及ぼしかねません。できる限り自粛してください。

⑭各家庭においても、不要・不急な外出を避け、感染症予防へご協力ください。

(4) 抵抗力を高める

①十分な睡眠時間を確保してください。

②適度な運動時間を確保し、体力の保持に努めてください。

③バランスの取れた食事を心がけてください。

(5) 出席停止等の扱いについて

①生徒の感染が判明した場合は学校保健安全法第 19 条に基づく出席停止の措置を取ります。

②生徒が感染者の濃厚接触者に特定された場合にも、学校保健安全法第 19 条に基づく出席停止の措置を取ります。なお、出席停止の措置をとる場合の出席停止の期間の基準は、感染者と最後に濃厚接触をした日の翌日から起算して 2 週間と目安としますが、医師等の判断を優先します。

③生徒に発熱等の風邪の症状がみられるときは、その症状がなくなるまでは自宅での休養をお願いします。この地域の感染レベルが「レベル 2」以上となった場合で、同居の家族に風邪症状が見られる場合も同様とします。この場合の出欠の扱いについては、「学校保健安全法第 19 条による出席停止」又は「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰することができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱います。

④生活圏において感染経路が不明な患者が急増に増えている地域で、同居家族や基礎疾患がある者がいるなどの事情があって、他に手段がない場合など、合理的な理由と校長が判断した場合は、指導要録上も「欠席日数」とはせずに、「出席停止・忌引等の日数」として記録します。

⑤登校後、発熱等の風邪症状が発生した場合には、当該生徒に対して帰宅および医療機関の受診を促します。症状がなくなるまでは自宅での休養をお願いします。この場合、指導要録上は「欠席日数」とはせずに、「出席停止・忌引等の日数」として記録します。

(6) 医療的ケアが日常的に必要な生徒等や基礎疾患等のある生徒について

医療的ケアを必要とする生徒の状態は様々ですが、呼吸の障害等を持つ生徒や基礎疾患等のある生徒の場合は、重症化リスクが高いことを踏まえ、主治医等に相談の上、個別に登校の判断をするようお願いいたします。

(7) 昼食時の注意

①食事の前の手洗いを徹底するよう指導します。

②会食にあたっては、飛沫を飛ばさないよう注意するよう指導します。

(例) 机を向かい合わせにしない、会話を控える等

(8) 心のケアについて

クラス担任や養護教諭等を中心としたきめ細かな健康観察等から、生徒の状況を的確に把握し、健康相談等の実施や主幹教諭、教育相談センター長、スクールカウンセラー等による支援を行うなどして、心の健康問題に適切に対応します。

(9) 感染者、濃厚接触者等に対する偏見や差別について

感染者、濃厚接触者とその家族、この感染症の対策や治療にあたる医療従事者とその家族に対する偏見や差別につながるような行為は断じて許されないものです。新型コロナウイルス感染症に関する適切な

知識に関して指導しますので、このような偏見や差別が生じないようにご家庭での指導もお願いします。

(10) 学校行事の実施に関すること

それぞれの学校行事における学習活動の特徴に応じて、感染拡大防止の措置や開催方式の工夫等の措置を講じたり、延期または中止の対応を行います。

- ①校外活動（遠足）に関しては、その教育的意義や生徒の心情等を配慮し、旅行業者と連携して、できる限りの感染症対策を講じて実施する予定です。ただし、直前になって感染状況が悪化した場合は延期または中止することもあります。
- ②修学旅行については、その教育的意義や生徒の心情等を配慮し、一般社団法人日本旅行業協会等が作成した「旅行関連業における新型コロナウイルス対応ガイドラインに基づく国内修学旅行の手引き」等を参考にするとともに、旅行業者と連携して、実施の時期や訪問先について検討しています。
- ③信夫山周走大会についても、感染状況を確認しながら実施の有無について検討しています。

(11) 課外活動に関すること

課外活動とは学校において、正規の教育課程ほかに実施される活動のことで、具体的には部活動や課外授業などが該当します。したがって、実施にあたっては生徒や保護者の意向を十分に尊重し、任意参加とします。

①部活動に関すること

- ア. 活動時間については本校部活動ガイドラインに基づき、平日は3時間程度、休日は4時間程度を原則とします。ただし、校外活動（対外試合や合宿等）はこの限りではありません。
この地域の感染状況が悪化した場合、県等の衛生主管部局からの指示に基づき、活動時間の制限を設ける場合があります。
- イ. 対外試合・遠征等については訪問先の感染状況を確認し、感染状況の悪化している地域への遠征は感染リスクが高いことから自粛します。ただし、全国大会や東北大会等やむを得ない事情により往来する場合は、往来後2週間の健康観察を徹底します。実施する場合には、感染防止対策をできる限り講じます。また、宿泊を伴う遠征後の2週間は健康観察を徹底します。
- ウ. 活動にあたり、実施内容や方法を工夫して実施します。体育館や教室など屋内で実施する部活動については、常時または定期的な換気を実施します。
- エ. 体育館や教室など屋内で実施する部活動については、その場所のドアを広く開け、こまめな換気を徹底します。
- オ. 活動実施については、生徒の健康・安全の確保のため、生徒だけに任せるのではなく、顧問等が活動の実施状況を把握することに努めます。
- カ. 生徒に手洗いや咳エチケットなどの基本的な感染症対策を徹底させるとともに、部室等の利用に当たっては、短時間の利用とすることや一斉に利用しないなどに留意するよう指導しています。
- キ. 生徒に発熱等の風邪の症状が見られる時は、部活動への参加を見合わせ、自宅で休養するようにしてください。
- ク. 部活動で使用する用具等については、使用前に消毒を行うとともに、生徒間で不必要に使い回しをしないよう指導しています。
- ケ. 運動部活動でのマスクの着用については、体育の授業における取り扱いに準じます。

②課外授業に関すること

- ア. 生徒に発熱等の風邪の症状が見られる時は、課外授業への参加を見合わせ、自宅で休養するようになしてください。
- イ. 屋内で実施する課外授業については、常時または定期的な換気を実施します。

(12) 校内実習に関すること

学校内での実習や産業現場等学校外での実習を実施する際には、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」等に示す感染症対策を講じています。

- ①食物文化科の調理実習や看護科・看護専攻科等の校内実習については、マスク着用を原則とします。
また、実習内容の見直しを図りながら感染症拡大防止に努めます。
- ②共用の教材、教具、機器や設備などを適切に消毒します。
- ③共用の教材、教具、機器や設備などを触る前後で手洗い等を徹底します。
- ④事前に生徒の健康観察を行います。
- ⑤常時換気に努めます。
- ⑥実習（材料運搬や作業）においては教員・生徒同士の接触を極力避け、個人で使用する材料や道具の配布及び回収は、生徒個人が行うことにします。
- ⑦生徒同士の距離を可能な限り確保（概ね1～2メートル）し、対面とにならないように配置する工夫を講じます。（身体的距離は「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」に示す地域ごとの行動基準を参考としています。）
- ⑧できる限り空間を分割した少人数での活動を行うことに努めます。
- ⑨生徒が近距離で対面形式となるグループワーク等及び近距離で一斉に大きな声で話す活動については、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」に示す地域ごとの行動基準を参考としています。
- ⑩感染症予防のため、実習服やシーツ等の洗濯頻度を高めることになっておりますので、ご協力をお願いします。

(13) 休み時間に関すること

生徒の行動等をすべて把握することが困難なことから、生徒への感染症対策の考え方を十分理解させるよう指導しています。

- ①レベル3・レベル2の地域
 - ア．トイレ休憩については、混雑しないように間隔を空けるよう指導します。
 - イ．廊下で滞留しないようにしたり、私語を慎むよう指導します。
- ②レベル1の地域
 - ア．徐々に制限を緩和します。
 - イ．会話をする際は、一定程度距離を保つよう指導します。
 - ウ．お互いの身体が接触するような遊びは行わないよう指導します。

(14) 寄宿舍における感染症対策

- ①居室における感染症対策
 - ア．居室は定期的に窓を開けて換気を行います。
 - イ．居室を2人以上の共用としている場合、居室内でも常時マスク着用を求めることは現実的ではないため、咳エチケットの徹底と近距離での大声での会話を避けるよう指導します。
 - ウ．自室以外の居室を訪れる際はマスクを着用するようにします。
- ②共用スペースにおける感染対策（基本的な考え方）
 - ア．飛沫感染を避けるため、共用スペースを利用する際はマスクを着用するようにします。
 - イ．換気をこまめに行います。窓や換気装置のない場所では扇風機やサーキュレーターなどで空気の流れを作るようにします。
 - ウ．施設設備（食堂や浴室等）の広さに応じて、同時に使用する人数や時間を制限するなど、密を避けるように工夫を講じます。

エ. 地域での流行状況や施設内での有症状者の発生状況などに応じて、共用スペースの利用そのものの使用制限も検討します。

③食堂

ア. 食堂の使用前後に手洗いをを行うよう指導します。

イ. 食卓は座席の間隔をあけるよう配慮します。

ウ. 向かい合って着席しないように座席を配置します。

エ. 大声での会話を控えるように指導します。

オ. ビュッフェ形式は避けることが望ましいですが、やむを得ない場合は、以下の点に留意します。

i. 料理を取る前にアルコールで手指衛生を必ず行うようにします。

ii. マスクを着用します。

iii. 料理のそばでは会話を控えるようにします。

カ. 食事時間終了後は、机、配膳台、下膳台、電子レンジや冷蔵庫の取っ手、食堂のドアノブなど複数人が触った場所を消毒します。

④浴室

ア. 脱衣所、浴室内で、大声で話さないように注意します。

イ. 浴槽の使用にリスクはないため、使用自体を制限する必要はないとされています。

ウ. 浴室・浴槽は通常どおりに清掃を行い、脱衣所の複数人が触った場所は消毒します。

⑤トイレ

ア. 使用後は必ず流水・石けんでの手洗いをを行い、手を拭くタオルは共用としません。個人のタオルや、ペーパータオルを使用するようにします。

イ. 定期的にドアノブや便器の接触面、トイレレバー、蛇口ハンドルなど複数人が触った場所を消毒します。

⑥その他

ア. その他の共用設備(給水機、自動販売機など)や下駄箱、ドアノブなど複数の人が頻繁に触る部分は定期的に(1日数回)消毒します。この場合、生徒等が自ら作業できるよう消毒液や拭き取りペーパーを備え付けるなどの工夫を講じます。

イ. 清掃を生徒等が行う場合は、掃除箇所ごとに密な環境にならないように配慮します。

ウ. その他の平時の対策

i. 管理者および居住者は1日1回以上体温測定と体調チェックを行い、その結果を記録・保管するようにします。

ii. 発熱や体調不良があるものは居室内(可能なら個室)に隔離します。ただし、新型コロナウイルス感染症が疑われる場合、下記に示す「新型コロナウイルス感染症疑い例が発生した時の対応」対応を行うこと。

⑦新型コロナウイルス感染症疑いが発生した時の対応

ア. 発熱等の風邪症状がみられた場合には、仮にすぐに症状がおさまったとしても、主要症状(発熱や咳など)が消退した後2日を経過するまで、個室等を使用し、部活動や寮生活等の集団活動には参加しないようにします。また、体調不良者が同時に複数名以上(例えば3名以上)発生した場合には、学校医等の医療機関に相談します。

イ. 濃厚接触者を減らす目的で、個室に移動します。

ウ. 個室が確保できない場合は、本人及び同室者に常時マスクを着用させ、部屋の換気に努めます。

1m以上の距離をとるようにし、会話や接触をできる限り避けるように指導します。

エ. 疑いがある者は、できる限り共用スペースを使用しないようにし、使用する場合は、ほかの居住者と使用時間をさけ、使用前後に当該物品の消毒を行うようにします。

(15) 来校者の対応について

本校では感染症予防のため、来校者については事務室や応接室、進路指導室での対応を原則としています。卒業生等の訪問についても同様の対応としています。

(16) 臨時休業（休校）の実施にかかる考え方について

①生徒および教職員の感染が確認された際にも直ちに臨時休業（休校）措置とはせず、保健所の調査や学校医の助言等を踏まえたうえで判断します。

②緊急事態宣言が出され、県知事等からの休業要請あった場合、臨時休業等の措置を講じます。

(17) 臨時休業（休校）を実施した場合の対応

①学習指導に関すること

ア. 生徒の学習を保障するため、教科書に基づく家庭学習が円滑に進むよう、課題等を準備します。

イ. 課題については感染症拡大予防のため、登校をさせずに郵送にて配布することを原則とします。

ウ. 学習状況の確認のための登校日の設定については、地域における感染拡大の状況等を慎重に判断して実施します。

エ. 生徒の健康観察を適切に行う観点から、登校日を適切に設定します。生活相談や健康相談等、心のケアに柔軟に対応します。

オ. 寄宿舎等で生活する生徒対応について

i. 上記（14）に基づく感染症予防に積極的に努めます。

ii. 抵抗力を高めるため、十分な睡眠時間確保や適度な運動時間の確保、バランスの取れた食事の指導を行います。その観点から、登校日を適切に設定して指導します。

iii. 健康観察を毎日実施し、記録します。

iv. 保護者との連絡体制を強化し、生徒の状況について報告します。

v. 生活相談や健康相談等、寮生の心のケアに適切に努めます。

カ. 諸事情により生徒を登校させる場合は、保護者の承諾を得て実施します。

キ. 臨時休業が長期間となる場合は、2週間に1回程度は生徒の健康状態を把握するようにします。生徒本人と直接電話で会話することや電子メール等のICT利用など、生徒の状況を適切に把握することに努めます。

【根拠となる法令・通知等】

1 令和2年3月24日付文科次官通知

2 令和2年4月3日付福島県教育委員会通知および千葉県印西市教育委員会通知

3 令和2年2月6日付国立感染症研究所 感染症疫学センター

新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領（暫定版）

4 学校保健安全法（昭和33年法律第56号）

（臨時休業）

第20条 学校の設置者は、感染症の予防上必要があるときは、臨時に、学校の全部または一部の休業を行うことができる。

5 令和2年4月6日付文科次官通知

6 令和2年4月15日付文科初等中等教育局健康教育・食育課通知

7 令和2年4月22日付国立感染症研究所 感染症疫学センター

8 令和2年4月23日付文科初等中等教育局健康教育・食育課通知

9 令和2年5月7日付文部科学省初等中等教育局・文化庁通知

- 10 令和2年5月15日付2教健第175号通知
- 11 令和2年5月22日付文部科学省通知
学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル
～「学校の新しい生活様式」～
- 12 令和2年5月25日付福島県教育委員会教育長通知
- 13 令和2年5月26日付環境省大臣官房環境保健部環境安全課・
厚生労働省健康局健康課通知
- 14 令和2年6月5日付文部科学事務次官通知
- 15 令和2年6月15日付文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課通知
- 16 令和2年8月6日付文部科学省通知
学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル
～「学校の新しい生活様式」～（2020.8.6 Ver.3）
- 17 令和2年9月3日付文部科学省通知
学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル
～「学校の新しい生活様式」～（2020.9.3 Ver.4）
- 18 令和3年2月12日付福島県教育委員会教育長通知
- 19 令和3年4月22日付福島県教育委員会教育長通知
- 20 令和3年4月28日付文部科学省通知
学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル
～「学校の新しい生活様式」～（2021.4.28 Ver.6）

※このガイドラインは令和3年5月7日策定のものであり、今後の状況変化により変更することがあります。